

国民健康保険の給付申請に必要なもの

■療養費

1 やむを得ず保険証なしで医療機関等にかかったとき

- ① 「国民健康保険療養費支給申請書」
- ② 「被保険者証」(診療を受けた被保険者のもの)
- ③ 「印鑑」(世帯主のもの)
- ④ 「個人番号カード」または「個人番号通知カード」(診療を受けた被保険者及び世帯主のもの)
- ⑤ 「振込口座の情報がわかるもの」
- ⑥ 「委任状」※振込口座が世帯主の口座ではない場合のみ必要です。
- ⑦ 「領収書」
- ⑧ 「明細書」

2 海外で治療を受けたときの費用

- ① 「国民健康保険療養費支給申請書」
- ② 「被保険者証」(診療を受けた被保険者のもの)
- ③ 「印鑑」(世帯主のもの)
- ④ 「個人番号カード」または「個人番号通知カード」(診療を受けた被保険者及び世帯主のもの)
- ⑤ 「振込口座の情報がわかるもの」
- ⑥ 「委任状」※振込口座が世帯主の口座ではない場合のみ必要です。
- ⑦ 「領収明細書」※日本語の翻訳文が必要です。
- ⑧ 「診療内容明細書」※日本語の翻訳が必要です。
- ⑨ 「医療機関に全額治療費を支払ったことのわかる領収書」
- ⑩ 「パスポート」(療養を受けた被保険者のもの)

3 コルセットなどの補装具を作ったとき

- ① 「国民健康保険療養費支給申請書」
- ② 「被保険者証」(診療を受けた被保険者のもの)
- ③ 「印鑑」(世帯主のもの)
- ④ 「個人番号カード」または「個人番号通知カード」(診療を受けた被保険者及び世帯主のもの)
- ⑤ 「振込口座の情報がわかるもの」
- ⑥ 「委任状」※振込口座が世帯主の口座ではない場合のみ必要です。
- ⑦ 「領収書(原本)」
- ⑧ 「内訳書」※領収書に内訳が記載されていない場合のみ必要です。
- ⑨ 「医師の診断書か意見書及び装着証明書」

■交通事故

- ① 「第三者行為による傷病届」
- ② 「事故発生状況報告書」
- ③ 「同意書」
- ④ 「人身事故証明書入手不能理由書」※交通事故証明書が入手できなかった場合のみ必要です。
- ⑤ 「被保険者証」(療養を受けた被保険者のもの)
- ⑥ 「印鑑」(世帯主のもの)
- ⑦ 「個人番号カード」または「個人番号通知カード」(世帯主のもの)
- ⑧ 「交通事故証明書」